

特記仕様書

1. この特記仕様書は、熊本県山江村が発注する下記工事に適用する。
 - (1) 工 事 番 号：山産林工第 3 号
 - (2) 工 事 名：令和8年度
林道今村線R 2 災 1 号、2 号、4 号箇所及び
R 4 災 1 号、2 号箇所災害復旧工事
 - (3) 工 事 場 所：山江村大字万江丙字今村 地内
 - (4) 工 期：契約締結日の翌平日から令和9年2月26日まで
2. 本工事の数量及び契約変更等
本工事の数量は、別紙「数量総括表」のとおりとするが、数量に変更が生じた場合は、発注者、受注者協議のうえ契約変更の対象とする。
3. 使用する技術基準等
本工事の施工にあたっては、本特記仕様書によるほか、一般的な事項については、「森林土木工事共通仕様書」、「森林土木工事施工管理基準」その他関係する基準によるものとする。
4. 建設発生土について
本工事の施工により発生する建設発生土については、下記のとおりとするが、状況に応じ変更が生じた場合は、協議のうえ契約変更の対象とする。
 - (1) 運 搬 距 離：（R 2 年災及びR 4 年災）
8. 0 km（万江丙字水無地区）
5. 監督員による確認及び立会等
受注者は、共通仕様書に定めるもののほか、監督員の指示した工種の施工段階において、段階確認を受けなければならない。この際、受注者は工種、細別、確認の予定時期、測定結果等を監督員に書面により報告しなければならない。ただし、段階確認の実施時期及び実施個所は監督員が定めるものとする。
6. 使用材料について
本施工で使用する材料は設計図書に定めたものを標準とするが、他の材料等を使用する場合は監督員と協議すること。上記により協議を行う場合、安定計算書等の資料を監督員に提出すること。

7. 安全・訓練等の実施に関すること

(1) 安全・訓練等の実施

本工事の施工に際し現場に即した安全・訓練等の実施について、工事着手後、原則として作業員全員の参加により月あたり半日以上の時間を割り当て、下記の項目から実施内容を選択し安全・訓練等を実施するものとする。

- ①安全活動のビデオ等視覚資料による安全教育
- ②本工事内容等の周知徹底
- ③土木工事安全施工技術指針等の周知徹底
- ④本工事における災害対策訓練
- ⑤本工事現場で予想される事故対策
- ⑥その他、安全・訓練等として必要な事項

(2) 安全・訓練等に関する施工計画の作成

施工に先立ち作成する施工計画書に、本工事の内容に応じた安全・訓練等の具体的な計画を作成し、監督員に提出するものとする。

(3) 安全・訓練等の実施状況報告

安全・訓練等の実施状況をビデオ等又は工事報告（工事月報）に記録し報告するものとする。また、別紙「安全・訓練等の実施状況報告書」も併せて提出するものとする。

(4) 車両系建設機械の用途外使用による事故防止対策についての研修

車両系建設機械の用途外使用に関する安全・訓練等の研修を実施すること。

8. 土木工事現場における事故防止対策について

道路上の作業及び工事車両の出入り時については安全管理を図るものとし、工事中断期間は現場内巡視を行い、安全の確保に努めなければならない。

なお、各種事故防止研修会等への積極的参加並びに工事現場及び会社内においても事故防止に対する指導を強化すること。

9. 工事支障物件等

工事着手前にNTT ケーブル（光ケーブルを含む）、電力管、上水道管等の埋設物並びに電力線及び電話線等架空占用物件の有無を各施設管理者に確認すること。

また、工事の支障になる場合は、施工方法等について各施設管理者と協議す

ること。

10. 環境配慮への取り組みについて

工事に使用する機械は、排出ガス対策型を使用すること。使用できない場合は、排ガス浄化装置を装備した機械を使用すること。

ただし、これにより難しい場合は監督員と協議すること。

11. 工事標示板

施工に先立ち工事現場又はその周辺の一般通行人等が見易い場所に、工事名、工期、発注者名及び受注者名を記載した標示板を設置し、工事完成後は速やかに標示板を撤去しなければならない。

ただし、標示板の設置が困難な場合は、監督員の承諾を得て省略することができるものとする。工事契約後の着工届、工程表提出時に標識設置届を添付する必要はない。設置後速やかに監督員に提出すること。

12. 交通規制

受注者は、工事中他に危害を及ぼさないよう十分注意して施工し、危害防止のため必要なる措置を実施しなければならない。

事故が発生した時は臨機適当な処置を施し、速やかにこれを監督員に報告し、必要なる指示を受けなければならない。

これに要する費用はすべて受注者の負担とする。

13. コリンズ（CORINS）への登録

受注者は、工事請負代金額が500万円以上の工事について、受注・変更・完成・訂正時に工事实績情報システム（CORINS）に工事实績情報を登録しなければならない。

なお、受注時は変更後、土曜日、日曜日、祝日等を除き10日以内に、登録内容の変更時は変更があった日から土曜日、日曜日、祝日等を除き10日以内に、完成時は工事完成後（工事完成通知書（しゅん工届）の提出日をいう。）、土曜日、日曜日、祝日等を除き10日以内に、訂正時は適宜登録機関に登録をしなければならない。

なお、変更登録時は、工期、技術者に変更が生じた場合に行うものとし、工事請負代金のみ変更の場合は、原則として登録を必要としない。

また、登録機関発行の「登録内容確認書」が受注者に届いた際には、速やかに監督員に提示しなければならない。

なお、変更時と工事完成時の間が10日間に満たない場合は、変更時の提示

を省略できる。

14. 工事完成図書

(1) 受注者は、工事完成図書として以下の書類を提出しなければならない。

- ①完成写真及び着工前写真
- ②実施工程表
- ③出来形管理資料
- ④品質管理資料
- ⑤安全管理資料
- ⑥工事写真
- ⑦工事打合せ簿
- ⑧工事完成図
- ⑨その他

(2) 受注者は、設計図書に従って工事目的物の完成状態を図面として記録した工事完成図を作成しなければならない。工事完成図は、主工種、主要構造物だけでなく付帯工種、付属施設など施設管理に必要なすべての図面、設計条件、測量情報等を含むものとし、工事完成図は設計寸法（監督員の承諾により設計寸法を変更した場合は、変更後の寸法）で表し、材料規格等はすべて実際に使用したもので表するものとする。

ただし、各種ブロック製作工等工事目的物によっては、監督員の承諾を得て工事完成図を省略することができる。

15. その他

(1) 建設業法第40条に基づき、工事現場ごとに「建設業の許可」「建設業退職金共済制度摘要事業主工事現場」「労災保険関係」を掲示し、工事中標識設置届に現場掲示写真を貼付し提出すること。

(2) 監督員との報告・協議等は、書面により行うものとする。

また、施工計画書に「報告・協議は書面で行う」旨を記載すること。

(3) 地元住民等の苦情・要望等には誠意をもって対応するとともに、内容について監督員に報告・協議すること。

また、記録をしておくこと。

(4) 着手前に地元区長及び地域住民との協議を行うこと。